

令和5年7月28日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可申請について  
(お知らせ)

新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料の再処理により回収される核燃料物質は、平和的利用のみに供することを前提に仏国オラノ・リサイクル社へ移転することとしています。

これを原子炉設置許可の中で明確化するため、原子力機構は、本日、原子炉等規制法<sup>\*1</sup>に基づき、原子力規制委員会に対して原子炉設置変更許可申請を行いました。

\* 1 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

現 行：「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。」

変更後：（現行の記載に以下を追記）

「国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者<sup>1</sup>に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。」

以 上